

高齢者虐待防止のための指針

カイホームデイサービスセンター堀切
カイホームデイサービスセンター細田
カイホームデイサービスなな柴又屋

第1条 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止の為に必要な措置を講じなければならない。

当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止及び早期発見を徹底する為本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせによって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条 高齢者虐待防止委員会その他の施設内の組織に関する事項

虐待及び虐待と疑われる事案(以下「虐待等」という。)の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止する対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、「高齢者虐待防止検討委員会」を設置し担当者を定めることとする。

(1) 委員会の役割

- ア.虐待防止の為の指針等の整備
- イ.虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ウ.虐待防止に関する担当者の選定
- エ.虐待の予防、早期発見に向けた取り組み
- オ.虐待が発生した場合の対応
- カ.虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 構成員

参加職種・人数に決まりはないが、管理部門や虐待防止担当者は必須。

(3) 委員会の開催頻度と記録

- ア.委員会は年1回開催する。
- イ.虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。
- ウ.委員会の会議内容を記録する。

第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1)職員研修を、原則年1回以上及び職員採用時に実施する。
- (2)研修を通じて、職員の意識の向上や知識・技術の向上及び働く環境の改善に努める。
- (3)研修の実施内容、開催日時、出席者を記録し保管しておく。

第5条 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本指針

- (1)虐待等が発生した場合は、直ちに委員会を開催し、客観的に事実確認を行う。虐待が職員であることが判明した場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2)緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3)虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

第6条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1)利用者又は利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする。
- (2)事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくい事が特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

第7条 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

第8条 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等との連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

第9条 本指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう事務所等に備え付ける。また、ホームページ上に公表する。

第10条 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。